

# 自己実現の病理学

—— A・ホネットの社会哲学における承認論の射程 ——

千 葉 健

はじめに

「自己実現」という言葉は今日の社会において、若者を中心とした特定の人々からは熱狂的に支持される一方で、他方の人々からは胡散臭いものとして敬遠されるという、アンビヴァレントな評価を受けているように思われる。あるいはむしろ各個人の中でこうした両方の評価がせめぎあっているといったほうがよいのかもしれない。それではなぜこうした事情が生じているのだろうか。

この概念を敬遠したい理由はさまざまであるだろうが、これを道徳的な意味で拒絶したい人は、おそらく自己実現という言葉の裏にある種の「エゴイズム」を嗅ぎつけて、〈自分が自己実現できさえすれば他人のことはどうでもいいという態度〉や、あるいはたとえ他人のことが重要だとしても〈他人の幸福ということさえも自分の自己実現のための手段とみなす（ことに気がつかない）鈍感さ〉に耐え難いものを感じるからであろう<sup>1)</sup>。

自己実現を特定のタイプの人格の完成として捉え、その完成の高みから過去と周囲を回顧し俯瞰するような思想は、たとえば社会的成功者の回想録がしばしばそうであるように、われわれを活動へと刺激するものではあるにせよ、そこに「勝者の歴史」以上のものを見ない人がいても十分納得できることである<sup>2)</sup>。

それでは自己実現という概念はこのさい完全に放棄すべきであらうか。そこにはなんら汲み取るべき要素はないのだろうか。もし自己実現という表現でしか伝えられない何かがあり、その言葉に託してある事柄を語りだそうとする人々がいるとすれば、この言葉をまじめに受け取って、より使えるものに洗練させていこうという努力がなされてもよいのではなからうか。

本稿は、「自己実現」の概念をみずからの社会哲学の重要概念として展開しているアクセル・ホネットの思想を中心に、考察をすすめていきたい。ホネットは自己実現の概念を「承認論」の視点から再解釈し、また自己実現の阻害度を社会的病理の診断基準として用いることを提唱するというユニークな思想を展開しており、彼の議論を手がかりにして自己実現の概念を

再考してみたい。

そのさいにまずホネットの承認論およびその重要概念である「承認をめぐる闘争」(Kampf um Anerkennung)の構造について概略を示す(第一節)。次に「社会的なものの病理学」(Pathologie des Sozialen)とでもいうべき彼の社会診断の構想について検討を加える(第二節)。最後に承認と自己実現(Selbstverwirklichung)との連関についてさらなる考察を行い、それを通じて自己実現概念のあるべき解釈の方向性を提示したいと思う(第三節)。

## 第二節 承認をめぐる闘争

ホネットは戦後ドイツの思想界を牽引してきたいわゆる「フランクフルト学派」ないし「批判理論」の系譜に属しており、その第一世代のホルクハイマーとアドルノ、第二世代のハーバーマスに続いて、第三世代を代表する人物である。彼の思想の特徴は、一言でいえば、イエーナ期のヘーゲルが構想した「承認論」を、その形而上学的前提ぬきに経験的に再構成することによって、現代に復権したところにある。

マキアヴェッリやとりわけホブズに象徴されるように、近代の社会理論において重要な役割を果たしてきたのは「自己保存」の概念である<sup>(3)</sup>。諸個人はそれぞれ自己保存を求めて努力し、そうした努力はいざれ必ず衝突しあうようになるという想定のもとで、そうしたコンフリクトを安定させる装置として社

会や国家の生成が説明されてきた。こうした社会的コンフリクトの自己保存モデルに対して、ヘーゲルは、個々の主体はむしろ自分のアイデンティティの「承認」を求めるからこそ、自己の生死をかけた闘争状態に入るのだと主張した。つまりヘーゲルは、社会的コンフリクトを「承認をめぐる闘争」という承認モデルで説明することによって、その根底にたんに自己保存には還元できない「道徳的な動機」を想定したのであった。

そのさいヘーゲルは承認の行われる場として「家族」(Familie)・「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft)・「国家」(Staat)の三つを挙げ、それぞれに対応して「愛」(Liebe)・「法」(Recht)・「連帯」(Solidarität)の関係を認めている<sup>(4)</sup>。ここでヘーゲルの炯眼とすべきところは、人間がこれら三つの領域すべてにおいて承認される必要があることを見抜いた点にある。すなわち人間は、家族においては愛のもとで具体的欲求をもった個人として承認され、市民社会においては法のもとで自律した人格として承認され、そして国家においては他者との連帯のうちで個体的特殊性をもったかけがえのない主体として承認されることを求める存在なのである。たしかにヘーゲルでは、これら三つの承認形式を実体的に捉え、家族から市民社会をへて国家にいたる論理的な展開過程として理解する段階論にとどまっていたことや、これらの承認形式に対応する主体性の理論を明確なカタチでは展開しなかったことなど、不十分な点はいくつか残されてはいた。しかし、たとえばカントのように道徳や法による人格の形式的自律の尊重だけにとどまらず、人

間のうちに「複数の」承認要求の声を聞きとり、それに体系的な形式を与えたことは、ヘーゲルの偉大な功績だといえる。

さてホネットはこうしたヘーゲルの構想のいくつかの欠点を、ミードの社会的自我論やウィニコットの精神分析学などに代表される社会心理学や発達心理学という経験諸科学の成果を取り込むことによって補充する。その上でヘーゲルの実体的論に規定されていた承認論をより機能的に構築しなおし、「社会的な承認関係の構造」を提示している<sup>6)</sup>。われわれはここで、後に自己実現の概念を検討するさいに重要になるように思われる「実践的自己関係」(praktische Selbstbeziehung)にこくに注目して議論を進めていきたい。

ホネットは、ヘーゲルの「家族」「市民社会」「国家」をもっと機能的に表現して「原初的關係」(Primärbeziehung)・「法的關係」(Rechtsverhältnisse)・「価値共同体」(Wertgemeinschaft)と呼ぶ。ホネットによれば、われわれはこれら三つの承認形式のうちで承認されることが、肯定的な「実践的自己関係」を築きあげるためには不可欠であるという。つまり、われわれは「愛」のうちで情緒的に気づかわれてはじめて「自己信頼」(Selbstvertrauen)を獲得し、「法」のうちで権利が尊重されてはじめて「自己尊重」(Selbstachtung)が可能になり、そして共同体的な「連帯」のうちで社会的に評価されることによつてはじめて「自己評価」(Selbstschätzung)という肯定的な態度を自分に対してとるべきことができるようになるのである。ホネットは自己信頼・自己尊重・自己評価のそれぞれについて次のよ

うに説明している。

(a) 実践的自己関係の第一段階(「自己信頼」)に関しては個人は個体として承認される。他者に対するその欲求や願望は比類のない価値を持つ。無条件の愛情という性格を帯びたこうした承認形式には道徳哲学の伝統において「ケア(配慮)」(Fürsorge)や「愛」(Liebe)という概念が対応する。こうした概念でもって、他者の幸福それ自体のために、感情と結びついているがゆえに条件付きのケアをすることが考えられている。

(b) 実践的自己関係の第二段階(「自己尊重」)に関しては個人は一人の人格として承認される。そうした人格は他のすべての人間と同じように責任能力を持つ。普遍的で平等な対応という性格を帯びたこうした承認形式に対してはこれまでカント的な伝統に立って「道徳的尊重」(das moralische Respekt)の概念が定着している。この概念でもってすべての他者の責任能力を承認することに對する定言的義務が考えられている。

(c) 最後に実践的自己関係の第三段階(「自己評価」)に関しては個人は、具体的な共同体に対して建設的価値のある能力を持った人格として承認される。特別の評価という性格を持つこうした承認形式に対しては哲学史的には対応する道徳的概念が欠けているが、「連帯」(Solidarität)や「誠実」(Loyalität)というカテゴリーを引き合いに出せばきわめて有効であろう。この概念でもっ

て、われわれの共通の目標のために他者の福利に対して、価値と結びついているがゆえに条件付きのケアをする<sup>16)</sup>ことが考えられている<sup>16)</sup>。

「自己関係」という言葉は一見すると内閉的な関係を想起させるものだが、むしろそこには他者からの承認という外からの契機が不可欠であり、どのような自己関係を構築するのかがどのような承認が与えられるかに依存しているのである。

それゆえ、もしその反対にわれわれがこれら三つの承認形式のうちで認められなるとすれば、すなわち「虐待や強姦」(Misshandlung und Vergewaltigung)・「権利剥奪や排除」(Entrechtung und Ausschließung)・「尊厳剥奪や侮辱」(Entwürdigung und Beleidigung) という形で他人から尊重されなかつたとすれば、われわれの人格性の構成要素である「身体的統合」(physische Integrität)・「社会的統合」(soziale Integrität)・「名誉」(Ehre, Würde) がそれぞれ脅かされることになる<sup>17)</sup>。それは一言でいえば「人格的統合の危機」あるいは「アイデンティティ・クライシス」として経験されるものである。こうした危機はわれわれに何よりもまず「感情」を通じて経験される<sup>18)</sup>。そしてこのように他者からいずれかの形で承認されていないという感情を元にして「承認をめぐる闘争」が開始されるというのが、ホネットの構想の要諦であった<sup>19)</sup>。

これまで見てきた承認論の構造から明らかなように、「ひとり」の人格が自己信頼、自己尊重、自己評価の獲得をつみかさねたおかげで、無条件に自律的で、個性化された存在であるところら

えることができ、自分の目標や願望と同一化することができる」のであり、それゆえ「愛と法と価値評価という三つの承認形式がいつしよになつてはじめて、人間主体が互いに肯定的な立場になつていくための社会的な条件をつくりだす」のである<sup>20)</sup>。こうした承認形式の三分法は近代社会においてのみ獲得されることのできたものではあるが、ホネットはそれを、多様な承認要求をもつ「主体性の潜勢力」(Subjektivitätspotentiale)を解放するものとして肯定的に評価する<sup>21)</sup>。そして個々の承認をめぐる闘争は、それぞれが「歪められることのない承認の形式を實現していくうえで消極的、積極的にどれくらい貢献することのできたのか」によつて判定されると述べる<sup>22)</sup>。〈歪んだ承認〉は〈歪んだ主体〉を作り上げる。こうした事態を回避すべく「承認をめぐる闘争」がなされなければならないのである。

## 第二節 社会的なものの病理学

ホネットはまた、以上考察してきたような歪んだ承認によつて主体が歪められている状態を、一種の「社会的な病理」(eine soziale Pathologie)として捉え返している。そしてこのように社会に現われる一定の状態を特定の社会病理の症候として診断しその回復の処方箋を与えようとすることは「批判理論」(Kritische Theorie)の系譜につらなるものであると考えている。そこでわれわれはまず批判理論の特徴について考察し、それに続いて社会的病理の診断の構想について検討を加えていき

たい。

ホネットによれば、批判理論は他の社会批判のアプローチに比べて、社会学的な説明内容や哲学的な基礎づけ作業において優れているわけではない。それでもなお批判理論が他の社会批判から際立たせられるのは、批判理論が「批判の基準に対して学以前のレヴェルでの実践の中に客観的な足場を与えようとすることを放棄していない点」にある<sup>13)</sup>。言い換えれば、批判理論が社会的現実そのものに含まれるとされる「解放的関心」(ein emanzipatorisches Interesse)に依拠していることである<sup>14)</sup>。それでは社会的現実内に在する社会批判の基準とはいったいどのようなものであろうか。

ホネットは、ある社会状態をたんに記述するだけでなく、それを批判し改善しようとする社会理論を「社会的病理の診断」として捉えなおす。「診断」(Diagnose)や「病理」(Pathologie)という概念はともに医学の領域から借用されたものである<sup>15)</sup>。医学において「診断」とは「人間の器官を襲っている一つの病気を正確に把握し規定すること」であり、そのさい「身体の機能が単に問題なく作動するかどうか」という「健康」(Gesundheit)についての臨床的イメージが異常現象を適切に判断するための基準として役立つ<sup>16)</sup>。それに対して「病理」とは、もともとは病気にについての学説すなわち「病理学」を意味していたが、今日では「診断を通じて推定され、あるいは特定されなければならぬ、器官において生じる誤った動向」を指す<sup>17)</sup>。しかしこれらの概念を精神障害の領域や、さらには社会現象の領域にも拡

大することには困難が伴う。精神障害の領域に適用するためには、人間の精神生活のための明確な「正常値」(Normalität)が確定されている必要があるが、これまでのところそうしたものは得られていない<sup>18)</sup>。これと同じように、医学という範に從って社会的な病理を診断することができるためには、「社会生活の全体に関わる正常さ」(Normalität)についてのイメージが必要であるが、そうした正常性の基準を、特定の文化が正常と見なすものを経験的に記述することを超えて明確に規定することは困難なのである<sup>19)</sup>。それゆえホネットは、社会の正常さについての「実質的」な基準を提出するかわりに、社会的正常性のための「形式的」な条件を明らかにする「形式的倫理学」(eine formale Ethik)の方向へ進もうとする<sup>20)</sup>。そしてそこで重要な役割を果たすのが「自己実現」(Selbsterwirklichung)の概念である。

ホネットによれば、社会状態の正常さのための基準を見つけないためには、社会における個々人の生活条件を手がかりにしなければならぬ。そして社会が「成功した」(gelingen)理想である(ideal)、もしくは「健全」(健康)な「健全」(gesund)という評価を受けることができるのは、その社会において個人それぞれが「歪められていない自己実現を果たすことができる場合である」と主張される<sup>21)</sup>。したがって反対に社会が「社会病理」の状態と診断されるのは、社会の個々の成員から「自己実現」を果たす可能性が奪われている場合である。ホネットがここで「自己実現」という表現を用いているのは、人間の「道徳

的な自律」だけでなく、充実した「より善い生活」も社会的なものの領域として考えているからである。それに対応して社会における病理的な状態は、正義の諸原則が侵害されるといってヴェルに尽きるものではない。社会の正常性は、その社会において個々人が正しい行為をしているかという観点からだけでなく、そこで個々人が善い生活をおくることができるかという観点からも測られなければならないのである。

しかし先ほど述べたように、ホネットの構想は「善い生活」あるいは「善い自己実現」を固定されたものとして前提することには反対する。つまりホネットが規定しようとするのは、人間の自己実現という目標そのものではなく、自己実現を可能にする一般的な社会的条件なのである。こうした意味でホネットの構想は「共同体主義」と「カント的倫理学」の中間に位置している。すなわち、道徳的自律だけでなく「善い生活」や「自己実現」を重視する方向性においては共同体主義と共通しているが、それを内容的に規定するのではなく、その「可能性の条件」を明らかにするという方向性においてはカント的アプローチと共通している<sup>80</sup>。このようにホネットは、人間がそのもとで自己実現に到達することが可能になる社会的諸条件について語ることだけに自らを制限することによって、「人間にはある特定のテロスがあらかじめ与えられている」とする「倫理的完成主義」(ein ethischer Perfektionsmus)に陥ることなしに「自己実現」の概念を用いることに成功している<sup>81</sup>。

さてホネットの承認論的に転回された自己実現概念に従え

ば、われわれは自分ひとりだけで自己実現を達成することはできない。なぜなら、われわれにとって自己実現は自己の承認要求が充足されることによってもたらされるものであるが、こうした承認要求が満たされることは他者とのコミュニケーションのうちでしか達成されることはできないからである。したがって社会の正常さは、個々人が他者との承認関係のうちで歪められることなく自己実現を果たすことができる条件のうちに認められる。逆に社会の異常性は、個々人の自己実現を妨げている「誤った承認」や「コミュニケーション障害」のうちに症状として現れているはずである。ところで前節の終わりまで考察したように、なんらかの形で承認の欠如は「感情」を通じて経験されるものである。それゆえ正当な承認が与えられていないという感情こそが、「承認をめぐる闘争」を引きおこし、それによって社会的現実内に在する社会批判の基準として役立つこととなる。もしわれわれが不当にも社会に認められず自己実現を阻まれていると感じるとすれば、そうした感情は社会に潜む病理を告げる症候であるとともに、社会を改善することに向かわせるシグナルともなりうるものなのである。

### 第三節 自己実現の相互承認に向けて

それでは「社会的な承認のネットワークからなんらかの仕方

方で転がり落ちてしまった」という感覚<sup>82</sup>は、それ自体として「道徳的に善いもの」なのであろうか。ホネットはこうした感

覚がきわめて両価的 (ambivalent) なものであることを、ある若者が社会からドロップアウトしてネオ・ナチのグループに入っていったさいの経験を引き合いにだして説明している。それは次のような証言である。

「私たちに話しかけてくる大半の若者たちは、フラストレーションを抱えていました。彼らには、いかなる将来の展望もなかったのです。私は彼らを立てなおし、自己価値の感情をより強くするために、ときおり褒めることもしました。そういつた承認によって、彼らは私たちが〈仲間たち〉 (Kameradschaft) と名づけた共同体にすっかり依存するようになってしまいました。この〈仲間たち〉は多くの者にとつて一種のドラッグとなり、もはやそれなしでは済ますことができないのです。彼らは〈仲間たち〉以外のところでは承認されることがないので、完全に孤立します。彼らには別の社会的なコンタクトがないのです。」<sup>21)</sup>

こうした共依存の関係において「承認」が一種の「ドラッグ」 (Droge) となつてしまい、最終的にはネオ・ナチに走つてしまったということから明らかであるように、軽蔑され否認されているという彼らの感情は決してそれ自体で正当化されるようなものではない。(第三の承認様式である)「社会的な価値評価」による承認は、名譽の基準が「暴力の実践」にあるネオ・ナチにおいても求めることができるのである<sup>22)</sup>。したがつて、

社会的に軽蔑されているという感情は、たしかに承認をめぐる闘争を動機づける源泉をうちに含んではいるが、しかしそこにはその闘争をどのような方法で行うべきかを定める「規範的」な方向性の指針がいつさい欠けているのである。この意味でそうした感情はあくまでも「諸刃の剣」なのである。

したがつて社会的病理を診断するためには、自己実現や承認が阻害されていることを感情によつて開示するだけでなく、「病理的な自己実現」や「病理的な承認」のありさまも分析できるのでなければならぬ。ではそのためにはどうしたらよいであろうか。ホネットの解決法は、承認論のうちであらためて「カント的伝統」あるいは「正義論」を復権させることによつて展開されることになる。

ホネットが言うように、道徳的なコンフリクトが生じた場合、「あらゆる主体が等しく個人的自律の尊重に向けて掲げる要求が絶対的に優先する」<sup>23)</sup>。そしてわれわれは「あらゆる人間を等しく自律の権利を享受する人格として承認しなければならぬ」からこそ、道徳的根拠によつてその要求を傷つけることにならぬような社会的関係を選んではならない<sup>24)</sup>のである。こうしたカント的伝統に由来する「自律の尊重」をめぐる承認要求は、その普遍主義的な性格のために最優先されなければならない。しかも個々人は法的に確証された自律という社会的な前提によつてのみ、「自分の願望を慎重に吟味する関係のなかで、自分自身と向きあう人格として自分をとらえることができる」のであるから、法的に保障された自律は「自己実現」の社会的条

件なのである<sup>80)</sup>。

さらにホネットが近年「社会病理」の分析だけでなく「不正」(Ungerechtigkeit)の分析にも「自己実現」を基準に用いていることよって、両者の境界がますます曖昧になる結果となっている<sup>81)</sup>。たしかにある社会状態において自己実現の自律を侵害されているのが、社会の全員なのか(その場合は「社会病理」)、それとも一部の集団にすぎないのか(その場合は「社会的不正」)に応じて両者を区別することはできる<sup>82)</sup>。しかしここで重要なのは、両者において「自由な自己実現」という概念が「規範的な基準」の役割を果たすことができるということである<sup>83)</sup>。

このように自己実現概念を媒介にして社会病理診断と正義論とを結びつけることよって、とりわけ二つのメリットが与えられるように思われる。

ひとつは、「不正な共同体」ないし「不正な社会」における承認の問題を再考する機縁となることである。前にあげた極右グループにつながる若者たちの共同体の例からも明らかであるように、そうしたいわば「不正な共同体」のうちでも一種の承認関係は与えられうるし、あるいはむしろ、そうした共同体のうちこそ「強い絆」が認められることもありうるかもしれない。しかし、その共同体が他の人々にたいして暴力的な活動をするなかで、そうした承認関係が与えられるのだとすれば、それは「他者の自己実現」を侵害するものであって、そうした不正な共同体のうちでの自己実現は「不正な自己実現」あるいは「虚偽の自己実現」にすぎない。つまり、ある共同体ないし社

会の「正しさ(正義)」(Gerechtigkeit)は、それが個々人の自己実現を間主観的に可能にしている程度にしがたって測られるのである。こうした正義の原則を侵害するような承認関係は真の意味で自己実現をもたらすものではないのである。

もうひとつは、自己実現における個人の「自由」ないし「自律」の契機の重要性に関わるものである。以前のホネットの構想では、個人の道徳的自律は主として法的関係のうちで保障されるものとして扱われていた。しかし自律や自由ということは、法的・道徳的領域だけでなく、人間の全体的な自己実現において重要な役割を果たすものである。また承認は他者から与えられるものであるにしても、どのような承認関係を重視するのかは各人の自由裁量にゆだねられるべきものである。もちろん、ホネットが分析した愛・法・連帯の三つの承認形式のいずれを欠いても、人間は十分な自己実現を果たすことはできない。しかしこれら承認の三形式のあいだには必ずしも調和的な関係ではなく、「恒常的な緊張関係」(ein Verhältnis der steten Spannung)が見出されるのであり、そしてこうした緊張は「そのつど個人的な熟慮においてしか解かれえない」ものなのである<sup>84)</sup>。逆の観点からいえば、他人に特定の自己実現のイメージを押しつけてそうした緊張を取り除けようとすることは、反対にその人の「自己実現」を侵害することになる。それゆえ自己実現の規定はつねに各人に開かれたままではなければならないのである。こうした能動性ないし主体性の契機があつてはじめて自己実現は真の意味で達成されることができるのである。



以上見てきたホネットの「自己実現」の概念に従うならば、われわれは社会の「正常性」についてのイメージを革新しなければならぬだろう。われわれは何かが正常あるいは異常だという場合に、ある確定した基準があって、それに照らして正常・異常を判断している。しかしそのさいに「基準」そのものが正常なのか異常なのかと問うことはしないのである。われわれが生きていくうえでは何らかの基準を設定して判断を下していくことは必要なことであり、さらには自己実現のための必要条件ですらある。しかし、もしその基準が他者の自己実現のための基準と対立する場合には、両者がともに正義の原則にかなうかぎりでは、われわれは両者を正当なものとして許容しなければならぬ。そしてそれが社会の正常さを示すものだとはいえる。

正常な社会とはそうした差異にたいして開かれた社会であり、そのなかで個々人は自己の感情に根ざした経験を暴力的な手段で表現するかわりに明確に言語化できるのでなければならぬ。そしてある社会の正常性はそうした「道徳的文化」(eine moralische Kultur)を構築しようとする努力のなかに現れるものなのである<sup>85)</sup>。

#### 注

(1) 自己実現のもう一つのヴァージョンは、各人はそれぞれユニークな個性を生まれながらもつており、それをみずから展開させることが自己実現である<sup>86)</sup>といったロマン主義的なオリジナリティ概念に定位した自己実現である。

うした意味での自己実現概念の背後にある近代の「真正さ」の理念を擁護しようとするのがチャールズ・テイラーである。チャールズ・テイラー(佐々木毅、辻康夫、向山恭一訳)「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラリズム』、岩波書店、一九九六年。またチャールズ・テイラー(田中智彦訳)『ほんもの』という倫理——近代とその不安、産業図書、二〇〇四年。しかしそうした立場に対しては、オリジナルな個性の存在について疑問視する存在論的な懐疑が提出されうるし、またそうした自己実現概念に含まれる自己充足性とそれに伴う他者からの干渉の排除という側面に対しては同様に道徳的な懐疑が生じうるように思われる。

(2) ここでは自己実現のうちに人格の完成という要素があることを必ずしも否定するものではない。ただ特定の人格が万人に共通の理想として固定化されることに対しては一定の留保をしておきたい。

(3) Axel Honneth, *Kampf um Anerkennung. Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 1992, S. 13ff. (アクセル・ホネット(山本啓直江清隆訳)「承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法」法政大学出版局、二〇〇三年、八頁以降。)

(4) Ebd., S. 46. (同書、三四頁。)

(5) Ebd., S. 211. (同書、一七四頁。)

(6) Axel Honneth, *Das Andere der Gerechtigkeit. Aufsätze zur*

- Main, 2000, S. 187. [マッセル・ホネット「正義の他者——実践哲学論集」, 法政大学出版局, 二〇〇五年, 二〇四頁。]
- (7) Axel Honneth, *Kampf um Anerkennung*, a.a.O., S. 211. [マッセル・ホネット「承認をめぐる闘争」, 一七四頁。]
- (8) Ebd., S. 223. [同書, 一八六頁。]「こうした感情のなかで、主体は、自分自身について、自分の人格が他者による承認に根本的に依存しているということを経験するのである。」
- (9) もっとも個人の感情に由来する「承認をめぐる闘争」は必ずしも「社会的」闘争として展開されるわけではない。闘争が「社会的なもの」として展開されるためには、その目標が個人の意図のレベルをこえて、集団的な運動の基礎になりうるところまで普遍化されていなければならないからである。したがって「法的関係」と「価値共同体」にたいしては社会的闘争の可能性が原理的に開かれているが、反対に「愛の関係」は原初的な関係というせまい範囲内に閉じ込められているため、「社会的コンフリクトをもたらす」ことのできる道徳的な経験を含まない」とされる。
- Ebd., S. 259f. [同書, 二二六頁。]そうした事情のために近代の家族では児童虐待や家庭内暴力といった形で子供や女性がますます傷つきやすくなっており、それゆえ近代家族においては愛だけではなく正義の観点からの保護も必要であることを、ホネットは次の論文で指摘している。 Axel Honneth, „Zwischen Gerechtigkeit und affektiver Bindung.“
- Die Familie im Brennpunkt moralischer Kontroversen.“ in: *Das Andere der Gerechtigkeit*, a.a.O. S. 193ff. [マッセル・ホネット「正義と愛情による結びつきとの間——道徳的論争の焦点としての家族」, 「正義の他者」, 二一〇頁以降。]
- (10) Axel Honneth, *Kampf um Anerkennung*, a.a.O., S. 271. [マッセル・ホネット「承認をめぐる闘争」, 二二五頁。]
- (11) Ebd., S. 272. [同書, 二二三頁。]
- (12) Ebd., S. 273. [同書, 二二七頁。]
- (13) Axel Honneth, *Das Andere der Gerechtigkeit*, a.a.O. S. 92. [マッセル・ホネット「正義の他者」, 九八頁。]
- (14) Ebd., S. 90. [同書, 九六頁。]
- (15) Ebd., S. 56. [同書, 五五頁。]
- (16) Ebd., S. 56. [同書, 五五頁。]
- (17) Ebd., S. 56. [同書, 五六頁。]
- (18) Ebd., S. 56. [同書, 五六頁。]
- (19) Ebd., S. 57. [同書, 五六頁。]
- (20) Ebd., S. 57. [同書, 五七頁。]
- (21) Ebd., S. 60. [同書, 六〇頁。]
- (22) Axel Honneth, *Kampf um Anerkennung*, a.a.O., S. 276. [マッセル・ホネット「承認をめぐる闘争」, 二三〇頁。]
- (23) Axel Honneth, *Das Andere der Gerechtigkeit*, a.a.O. S. 59. [マッセル・ホネット「正義の他者」, 五九頁。]
- (24) Ebd., S. 107. [同書, 一一六頁。]
- (25) Ebd., S. 108. [同書, 一一七頁。]

- (26) Ebd., S. 190. [同書「二〇七頁」]
- (27) Ebd., S. 190. [同書「二〇七頁」]
- (28) Axel Honneth, *Kampf um Anerkennung*, a.a.O., S. 283. [アキセル・ホネット『承認をめぐる闘争』「二二六頁」]
- (29) Christoph Habig, Michael Quante (Hg.), *Axel Honneth: Sozialphilosophie zwischen Kritik und Anerkennung*, Lit Verlag, Münster, 2004, S. 112.
- (30) Ebd., S. 112.
- (31) Ebd., S. 112.
- (32) Axel Honneth, *Das Andere der Gerechtigkeit*, a.a.O., S. 189f. [アキセル・ホネット『正義の他者』「二〇六頁及び次頁」]
- (33) Ebd., S. 108. [同書「一七頁」]

(ちば・けん 筑波大学大学院人文社会科学研究科助手)